No.	日本型CFCIモデルチェックリスト(原文)	構成要素	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価(行動事例)
構成要素	党要素1 子ども問題への参画の仕組みのチェック		構成要素1では、子どもの権利に関する恒久的な行政部局の調整・推進の仕組みについてチェックする。	
1	口行政活動全体にわたって、子どもの権利条約 12 条 (子どもが意見を表する権利を持つこと)の原則が 反映されるしくみを有しているか?	①子どもの権利条項を行 政活動に反映する仕組み	市区町村においては、子どもが自由に意見を表明し、その意見を反映させるための仕組みの有無について問われている。例えば、総合計画におけるまちづくりの基本理念として、子どもの権利条約12条(子どもが意見を表する権利を持つこと)がきちんと位置付けられているか、具体的には、子どもの部門計画の中で、上位計画と整合性を取りながら、子どもの権利条約12条(子どもが意見を表する権利を持つこと)を実行する事業が含まれているかなどが挙げられる。	 ◎展開する事業全般にわたり、子どもが意見を表明し、反映させる仕組みが存在し、 上位計画に位置付けられている。 ○展開する一部事業で、子どもが意見を表明し、反映させる仕組みが存在し、 上位計画に位置付けられている。 ×子どもが意見を表明し、反映させる仕組みが存在しない。
2	口保護者はじめ市民一般に子どもの意見の尊重の 啓発活動が推進されているか?	②保護者はじめ市民一般 に対する啓発活動	市区町村において、保護者や市民一般に対する子どもの意見を尊重する啓発事業の実施の有無が問われている。啓発活動には、例えば、子どもの権利に関するポスター作品・広報紙・パンフレット等・出前講座・フォーラムの開催等の活動などが考えられる。	 ◎ポスター作品や広報紙の配布等、子どもの意見を尊重する啓発事業が、庁舎や図書館等、 域内の施設全般で展開されるなど、あらゆる市民が目に触れる機会を持つことができる状態にある。 ○子どもの意見を尊重する啓発事業が一部の施設で展開されているが、啓発事業が広く 市民の目に触れる機会にない。 ×子どもの意見を尊重する啓発事業が積極的に展開されていない。
3	口子どもの意見の尊重、子ども主体目線は、 福祉・教育はじめ子どもに関わる分野における 職員研修に組み込まれているか?	③行政職員の研修	行政職員の研修において、子どもの意見尊重に関する研修 が含まれているかが問われている。例えば、市区町村にお いて策定している「職員研修計画」において、子ども行政、 教育行政、その他の分野に携わる者や専門職を対象とした 研修プログラムに子どもの社会参画に関する内容が盛り込 まれているかなどが挙げられる。	◎子どもの意見の尊重が全職員を対象とした職員研修に組み込まれている。○子どもの意見の尊重が福祉・教育・その他の分野における一部の職員を対象にした研修に組み込まれている。×子どもの意見の尊重が職員研修に組み込まれていない。
4	口行政施策において子どもに影響を与えるあらゆる 事柄について、子どもたちは有意義にまた差別を 受けることなく相談されることが図られているか?	④子どもが相談できる仕 組み	子どもに関わる行政施策において、子ども自身が学校生活 (いじめ、非行、不登校、進路等)や日常生活(虐待、引きこもり、ネットトラブル)について、相談できる仕組みの有無を問われている。仕組みの具体例としては、子ども専用相談ダイヤルやスクールソーシャルワーカーの派遣、教育相談などの取組みがある。	◎子ども自身が学校生活(いじめ、非行、不登校、進路等)や日常生活 (虐待、引きこもり、ネットトラブル)の全般にわたり、相談できる仕組みがある。○子ども自身が学校生活や日常生活の一部について、相談できる仕組みがある。×子ども自身が学校生活や日常生活について、相談できる仕組みがない。
5	口特定の属性がある子どもたち(障がい、虐待、少年 司法など)を対象とする議論をする際に当該属性がある 子どもたちの意見を聴いたり、参画の機会が 持たれているか。	⑤特定の属性の子どもの 意見を反映する仕組み	すべての子ども権利を守るためには、障がい、虐待、少年 司法など特定の属性の子どもの意見を反映できる仕組みが 必要である。これら支援が必要な子どもやその家族の早期 発見、適切な支援を図るため、関係機関等の円滑な連携協 力が求められる。具体的な意見反映の取組みとしては、子 ども発達支援センターや子ども家庭支援センター等が支援 の必要な子どもやその保護者を支援する活動を通じて子ど もたちの意見の聴取や参画などが考えられる。	◎発達相談センター等において、貧困、障がい、虐待、少年司法など特定の属性を持つ子どもや、その保護者の意見を聴取する仕組みがある。○特定の属性を持つ子どもの意見を聴取する仕組みは無いが、その保護者の意見を聴取する仕組みはある。×特定の属性を持つ子ども、保護者の意見を聴取する仕組みが存在しない。
6	口赤ちゃんや幼い子どもの視点が考慮されるように するための体制は整って いるか?	⑥乳幼児の視点を考慮す る体制	行政活動を実施する際に、乳幼児の視点を考慮した体制づくりが行われているかが問われている。実際には、行政の体制として、その保護者が子どもにやさしいまちづくりに参画できたり、安心して行政サービスを受けられる子育て支援体制を整えているかが求められている。例えば、妊娠中や3歳未満の子どもを持つ保護者を対象に、育児に対する不安感等を解消するため、身近な保育所(園)を「かかりつけの保育園」として利用する「マイ保育園事業」などが挙げられる。	◎ 伊滋夫の祖上がよった! 伊滋夫ナス」で可は旧の祖上+ 本志されよフカイナ短け組ば動している
7	口子どもたちには、自己に影響を与える 行政上の手続において意見を聴かれる権利が 認められているか?	②関連行政手続きに子ど もの意見を聴く仕組み	子どもに関わる行政手続きにおいて、子どもが意見を聴いてもらう権利が認められているかが問われている。例えば、公共施設の運用ルール決め等に子どもが参画する機会が確保されていることなどが挙げられる。加えて、子どもの参画機会の確保だけでなく、実際に子どもの意見が当該取り決めに反映されていることも求められていると考える。	 ◎公共施設の運用ルール決め等の行政手続きにおいて、子どもが参画する(意見を聴いてもらう) 機会の確保が認められており、子どもの意見が実際に反映されている。 ○子どもに関わる行政手続きにおいて、子どもが参画する(意見を聴いてもらう) 機会の確保は認められているが、子どもの意見は反映されてない。 ×子どもに関わる行政手続きにおいて、子どもが参画する(意見を聴いてもらう) 機会が存在しない。

1

No.	日本型CFCIモデルチェックリスト(原文)	構成要素	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価(行動事例)
構成要認	素2 条例・規則等制定のチェック		構成要素2では、市区町村における条例等規則等ルールの	D策定状況をチェックする。
1	□ 国レベルの法律が地方自治のレベルで どのようなものがどのように子どもに 影響を与えているか、検討がなされているか?	①国レベルの法律の地方 自治体の対応	国の「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画の策定、「子ども・子育て支援法」に基づく子ども・子育て支援事業計画の策定、「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく子どもの貧困対策に関する計画等、子どもに関する計画を策定しているかなどが問われている。	 ◎子ども・子育て支援事業計画、子供の貧困対策に関する計画等、子どもに関連する法定計画 全般について策定・運用しており、かつ、子どもに関連する努力義務の計画も策定・運用している。 ○子どもに関連する法定計画全般について策定・運用しているが、努力義務の計画については 策定していない。 ×子どもに関連する法定計画について、一部策定できていない。
2	□ 地方自治体は、その管理下にある条例等において 子どもの人権が尊重されているか検証をしているか?	②条例等ルールの検証 作業	市区町村において制定されている子どもに関する条例等について、検証作業が実施されているかが問われている。例えば、条例を推進している計画の取組みを通して評価を行うことや、学識者からの意見聴取、市民アンケートの実施などが想定される。	◎子どもの人権を尊重する条例等があり、学識者からの意見聴取や市民アンケートなどを通じて 検証や評価を行っている。○子どもの人権を尊重する条例等があるものの、検証や評価作業は行っていない。×子どもの人権を尊重する条例等は制定していない。
3	□ 子どもに関する条例や計画等の見直しにあたって 第三者が加入したか? また、子どもたちとの相談および 子どもたちの参加はあったか?	③検証作業への第三者 や子どもの参画	子どもに関する条例や計画等の検証・見直し作業において、行政だけでなく、市民の参画が問われている。例えば子どもを対象とした既存のアンケート調査結果を活用するほか、アンケートから把握が難しい対象(児童養護施設、NPO等の学習支援団体)については、運営者へのヒアリングを行うなどの第三者の参画が考えられる。	 ◎子どもに関する条例や計画等の検証・見直し作業において、子どもも含めた市民や学識者等が参画する仕組みがある。 ○子どもに関する条例や計画等の検証・見直し作業において、市民や学識者等が参画する仕組みがあるものの、子どもは含まれていない。 ×子どもに関する条例や計画等の検証・見直し作業において、子どもも含めた市民や第三者等が参画する仕組みがない。
4	口とりわけ、子どもたちに影響を及ぼす条例等には、子どもの権利条約の4つの一般原則が適切な形で反映されているか? - いかなる理由による差別もなく、一人ひとりの子どもにすべての人権が認められていること(適切な差別禁止条例施行と、不利な立場に置かれた子どもたちを対象とする積極的差別是正措置)- 子どもに関わるすべての行動において子どもの最善の利益が第一義的に考慮されること - 生命ならびに最大限の生存・発達に対する権利 - 子どもの意見の尊重(子どもに影響を及ぼすいかなる行政上・司法上の手続において意見を聴かれる権利を含む)	④子どもの権利条約の4 つの一般原則が適切な反 映状況	市区町村において制定されている子どもの権利に関する条例等について、子どもの権利条約の4つの一般原則が適切に盛り込まれているかが問われている。例えば、条例等の構成として、各則の中で、「第〇章子どもにとって尊重されるべき権利」等として、権利条約の4つの一般原則の内容が条文として記載されているか、それに相当する項目の記載があることなどが挙げられる。	 ◎子どもの権利に関する条例等について、子どもの権利条約の4つの一般原則が 盛り込まれているか、もしくは相当する項目が記載されている。 ○子どもの権利に関する条例等について、子どもの権利条約の4つの一般原則が 一部記載されている。 ×子どもの権利に関する条例等について、子どもの権利条約の4つの一般原則に 関する記載はない。
5	□困難な状況に置かれた子どもたちを含む子どもたちが、 権利侵害に対する救済を確保するための 助言・権利擁護・苦情申立て手続ができるようにするための 見直しは行なわれたか?	⑤権利侵害に対する救済 確保のための手続き	子どもの権利に関する条例等の中に、権利侵害に対する教済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続き等、条文を見直すための仕組みが盛り込まれているかが問われている。例えば、当該市区町村の子どもの権利条例の中に、「相談および救済の申し立て」等が条文として明文化されているかなどがある。	★ 苦情申立て手続き等、条文を見直すための仕組みが一部盛り込まれている。

No.	日本型CFCIモデルチェックリスト(原文)	構成要素	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価(行動事例)
構成要	成要素3 子どもにやさしいまちづくり戦略計画のチェック		構成要素3では、市区町村が子どもに関する構想、基本計画(マスタープラン)や推進計画の策定状況及びその内容についてチェックする。	
1	□ 地方自治体は、子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた 戦略(構想または計画や施策、以降「戦略」とする)を 策定しているか?	①戦略計画策定状況	市区町村において策定している子どもに関連する計画が、子どもにやさしいまちづくりの要素を構成しているかが問われている。例えば、子どもの部門計画の中で、子どもの社会参画(子どもの意見にしっかりと耳を傾け、反映をさせる仕組み)や子どもの権利擁護等が盛り込まれており、かつ実効性がある計画となっているかが挙げられる。	 ◎策定している子どもに関連する計画の中に、子どもの社会参画や子どもの権利擁護等の子どもにやさしいまちづくりの要素が盛り込まれている。 ○策定している子どもに関連する計画の中に、一部子どもにやさしいまちづくりの要素が盛り込まれている。 ×策定している子どもに関連する計画の中に、子どもにやさしいまちづくりの要素は含まれていない。
2	□ その戦略の策定にあたり、子ども・若者、NGO、子どもに 関係する人々が参加できるようにするための、 幅広い協議は行なわれたか?	②戦略計画策定への参 画状況	上記計画作成に際して、子ども・若者、NGO、関連団体、子ども・子育て支援の利害関係者が参画して幅広い協議が行われたかが問われている。例えば、計画策定委員会の中に子ども・子育て支援の利害関係者が参画しているか、また子ども当事者の意見が反映されているかが求められている。	
3	□ その戦略は子どもの権利条約全体を基盤としているか? すなわち、経済・社会・文化面、および政治面で子ども 自身に影響を与えることに一市民として権利が 保障されているか?	③戦略計画の内容(子ど もの権利条約の踏襲)	上記計画には、前提として、子どもの権利条約全体を位置付けているかが問われている。具体的には、①生きる権利(すべての子どもの命が守られること)、②育つ権利(もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援などを受け、友達と遊んだりすること)、③参加する権利(暴力や搾取、有害な労働などから守られると)、④参加する権利(自由に意見を表したり、団体を作ったりできること)が計画の中に盛り込まれているかが挙げられる。	 ◎策定している子どもに関連する計画の中に、①生きる権利、②育つ権利、③守られる権利、 ④参加する権利が理念的に盛り込まれている。 ○策定している子どもに関連する計画の中に、4つの子どもの権利の一部が盛り込まれている ×策定している子どもに関連する計画の中に、4つの子どもの権利は盛り込まれていない。
4	□ その戦略は、社会的に排除されたり、隅に追いやられた 子どもたちに特別に注意を払いつつ、自治体のすべての 子どもを対象としているか?	④戦略計画の対象(すべての子どもが対象)	上記計画は、貧困や虐待、障がい等、子どもを取り巻く特別な状況に注意を払いつつ、市区町村がすべての子どもを対象として施策や事業を実施しているかが問われている。	 ◎策定している子どもに関連する計画の中に、貧困や虐待、障がい等、子どもを取り巻く特別な状況に 網羅的に注意を払いつつ、施策や事業を実施している。 ○策定している子どもに関連する計画の中に、子どもを取り巻く特別な状況の一部に注意を払いつつ、 施策や事業を実施している。 ×策定している子どもに関連する計画において、子どもを取り巻く特別な状況への注意が払われていない。
5	□ その戦略はその策定過程において、重要な施策として 位置付けがなされているか? たとえば、計画は市長や 地方議会によって推進されているか?	⑤戦略計画の策定過程 (市長、議会による推進)	上記計画が、その策定過程において、市区町村の重要な施策として位置付けされ、全庁的に推進がされているかが問われている。例えば、首長や管理職級が集まる庁議などの場で議論がなされているか、計画の策定、進捗状況は議会に報告しているかなどが挙げられる。	◎子どもに関連する計画の策定過程において、全庁的な推進がなされ、計画の策定、進捗状況は市長や議会に報告している。○子どもに関連する計画の策定過程において、全庁的な推進がなされているものの、計画の策定は市長や議会へ報告はしていない。×子どもに関連する計画の策定過程において、子ども部局のみによって庁議、推進が行われている。
6	□ 子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略等(構想または計画や施策)は、優先的に扱われ、地方公共団体の基本構想・基本計画と整合性が図られているか?	⑥戦略計画の位置づけ (基本構想・基本計画へ の位置付け)	総合計画や基本構想は、子どもの権利保障に関する要素を盛り込んで策定されているかが問われており、下位計画である個別計画は、市区町村の基本構想・総合計画等との整合性が図られているかが問われている。	◎総合計画や基本構想・基本計画には子どもの権利保障に関する要素が含まれており、 下位計画である個別計画(子どもに関連する計画)と整合性が図られている。 〇総合計画や基本構想・基本計画には子どもの権利保障に関する要素が含まれており、 下位計画である個別計画(子どもに関連する計画)と整合性が図られているが限定的である。 ※総合計画や基本構想・基本計画には子どもの権利保障に関する要素が含まれておらず、 今後、下位計画である個別計画(子どもに関連する計画)と整合性が図られていない。
7	□ 戦略には、自治体の子どもたちの生活に関連する、 具体的な優先課題と期限付き目標が含まれているか?	⑦戦略策定の構成(優先 課題と目標達成期限を記 載)	上記計画には、地域の実情に応じた、子どもたちの生活に 関連する、具体的な重点課題と課題に対する施策、数値目 標等が含まれているかが問われている。	◎子どもに関連する計画の中には、重点課題と課題に対する施策、数値目標等が含まれている。○子どもに関連する計画の中には、重点課題と課題に対する施策は含まれているものの、数値目標は設定していない。×子どもに関連する計画の中で、施策は打ち出しているものの、課題分析や数値目標の設定は行われていない。
8	□ 戦略には、適切な目標設定、評価・影響及び 見直し等のプロセスが掲げられているか?	⑧戦略計画の構成(目標 設定、見直し等の規定)	上記計画には、達成する適切な目標が設定され、評価の実施及び計画の見直し等のプロセスが記載されているかが問われている。例えば、各年度の事業の達成度を測る数値目標や、PDCAサイクルなどの評価の仕組みが盛り込まれているか等が挙げられる。	◎子どもに関連する計画の中には、各年度の事業の達成度を測る数値目標や、PDCAサイクル等の 評価の仕組みが盛り込まれており、十分に機能している。 〇子どもに関連する計画の中には、各年度の事業の達成度を測る数値目標や、PDCAサイクル等の 評価の仕組みが一部盛り込まれている。 メ子どもに関連する計画の中には、各年度の事業の達成度を測る数値目標や、PDCAサイクル等の 評価の仕組みが盛り込まれていない。
9	□ 戦略の作成過程および戦略そのものは多岐にわたる 地方行政制度全体を通じて、また子どもたち自身とその 家族およびコミュニティ、子どもに関わるすべての人々に 対して十分に知らされているか?	⑨戦略計画の周知	上記計画の策定過程および戦略は、子どもたちとその家族、およびコミュニティ、子ども・子育て支援に関わるすべての人々に対して周知活動を行っているかが問われている。 具体的には、策定過程でのパブリックコメントや審議の傍聴などがある。	 ◎子どもに関連する計画の策定過程において、パブリックコメントや審議の傍聴機会を設けており、計画策定後は子どもも含め、幅広く市民に積極的な周知活動を行っている。 ○子どもに関連する計画の策定過程において、パブリックコメントや審議の傍聴機会を設けており、計画策定後は周知活動を行っているものの、子どもたち自身にまでは及んでいない。 ※子どもに関連する計画の策定過程において、パブリックコメントや審議の傍聴機会を設けているものの、計画策定後の周知活動は行っていない。

No.	日本型CFCIモデルチェックリスト(原文)	構成要素	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価(行動事例)
構成要	素4 推進体制のチェック		構成要素4では、子ども施策推進部署の実施体制の実効性	生についてチェックする。
1	 □ 地方自治体内には、次のことを担当する部局ないし調整機構がはっきりわかる形式で存在するか? - 子どもにやさしいまちの推進 - 子どもに影響を及ぼす政策の調整 - 子ども戦略の企画およびフォローアップ 	①推進体制(調整機能の 有無)	子ども施策に対して、事業の推進部署、調整担当部署、計画策定とフォローアップを行う部署がそれぞれ所管が明らかになっているかが問われている。例えば、市区町村における組織条例や規則等の中で、子どもにやさしいまちづくりを担当する部署が明文化されているか等が挙げられる。なお、推進・調整・策定・フォローアップの複数の部署で担当しても、すべてを一部署で行ってもよいと考えられる。	 ◎子どもにやさしいまちの推進や、子ども施策の事業推進、調整、戦略企画及びフォローアップを 担当する部署がある。 ○子どもにやさしいまちの推進や、子ども施策の事業推進、調整、戦略企画及びフォローアップに ついて、一部を担当する部署がある。 ×子どもにやさしいまちの推進や、子ども施策の事業推進、調整、戦略企画及びフォローアップを 担当する部署はない。
2	 □ 次のことを担当する部局は首長直轄の権限行使が可能か? - 子どもにやさしいまちの推進 - 子どもに影響を及ぼす政策の調整 - 子ども戦略の企画およびフォローアップ 	②推進体制(首長直轄)	上記の担当部署は市町村長部局に位置づけがされているかが問われている。 首長直轄に位置づけられることにより政策決定のスピードアップが図られるが、教育委員会との連携に留意することが求められる。	 ◎子どもにやさしいまちの推進や、子ども施策の事業推進、調整、戦略企画及びフォローアップを担当する部署は首長直轄の権限行使が可能である。 ※子どもにやさしいまちの推進や、子ども施策の事業推進、調整、戦略企画及びフォローアップを担当する部署は首長直轄の権限行使はできない。
3	□ その部局には、子どもたちとの直接の意見交換の場が開かれ、その部局自身の活動および自治体全体の行政活動全体にわたって子どもたちの意見が尊重されるようになっているか?	の直接の意見交換の場)	上記それぞれの担当部署において、子どもたちとの直接の意見交換の場や子どもたちの意見を取り入れる機会や仕組みが保証されているかが問われている。例えば、市区町村においては、子どもとの意見交換会の場として、子ども議会や、まちづくりワークショップ等の場を設け、子どもたちの意見を市政に取り入れているかなどが挙げられる。	 ◎子どもにやさしいまちの推進や、子ども施策の事業推進、調整、戦略企画及びフォローアップを 担当する部署では、パブリックコメントだけでなく、子ども議会やワークショップのように 子どもと直接意見交換する機会を設け、施策に反映している。 ○子どもにやさしいまちの推進や、子ども施策の事業推進、調整、戦略企画及びフォローアップを 担当する部署では、子ども議会やワークショップのように 子どもと直接意見交換する機会を設けているが、施策に反映できていない。 ※子どもにやさしいまちの推進や、子ども施策の事業推進、調整、戦略企画及びフォローアップを 担当する部署では、子どもの意見を直接聴取する機会は設けておらず、施策への反映も行っていない。

No.	日本型CFCIモデルチェックリスト(原文)	構成要素	チェックリスト項目の解説	ループリック評価(行動事例)
構成要素	長5 影響評価(子どもの権利に及ぼす実際・潜在的な負の影響の特	定と評価)	構成要素5では、市区町村の施策実行に係るマネジメントフ	プロセスの状況をチェックする。
1	□ 新しい条例・規則・政策の立案時や計画策定時及び実施 過程において、子どもたち全般および特定集団の子ども たちに及ぼす影響が考慮されるための手続が あるか?	①条例等立案時・計画策 定時・実施過程の影響を 考慮する手続き	子どもの権利に何らかの影響を及ぼす条例等の立案時や計画策定時及びその実施過程において、特定集団の子どもたち(障がい・虐待・貧困家庭等の困難を抱えた子ども)を含む子ども全般に及ぼす影響が考慮されるための手続があるかが問われている。例えば、新たな施策を立案する器において、ニーズ量調査を行うなど子どもに及ぼす影響(メリット・デメリット)を調査・予測・評価する手続きがあるか等が挙げられる。	 ⑤市政の運営や新政策、施策立案・計画策定等にあたって、子どもを誰一人取り残さないよう、 あらゆる状況の子どもへの影響を調査・予測・評価をしている。 〇市政の運営や新政策、施策立案にあたって、一部の子どもを対象に影響を調査・予測・評価をしている。 ×市政の運営や新政策、施策立案にあたって、子どもへの影響を調査・予測・評価をしていない。
2	□ 子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすのに 十分なほど早い段階で実施されているか?	②評価実施のタイミング (意思決定及ぼす早い段階)	条例、規則の制定、政策、施策等の立案、計画策定等の早い段階で、当該政策などが子どもに及ぼす影響項目を予測し、評価するプロセスがとられているかが問われている。例えば、市区町村においては事業やサービスを実施する前の計画段階で事前評価を設けているか等が挙げられる。	その政策等に網羅的に反映されている。 〇新政策、施策立案にあたって、子どもへの影響の事前評価を行っているが、
3	□ 自治体による施策の実施が及ぼす子どもたちへの 影響について、定期的に評価されているか?	③評価の頻度(定期的な 評価)	計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握し、施策、事業の実施状況について点検・評価する仕組みの有無が問われている。例えば市区町村においては、事業やサービスの中間評価や事後評価が設けられているか、評価に基づいて対策を実施する体制が整っており、PDCAが適切に回っているか等が挙げられる。	◎子ども施策、事業を実施するにあたり、中間評価や事後評価を設けており、評価に対する実施体制を 設けた上でPDCAサイクルを適切に回している。 ×子ども施策、事業を実施するにあたり、定期的な評価が行われていない。
4	□ 条例や計画等の事前・事後評価のプロセスにおいて、 不利な立場に置かれた集団や社会の隅に追いやられた 集団を含むすべての子どもたちの状況が考慮されて いるか?	④評価の対象(すべての 子ども)	計画における具体的施策、事業の点検・評価する対象として、ひとり親家庭や貧困家庭、配慮が必要な子ども、外国籍の子どもなどすべての子どもが取り残されずに施策、事業の対象として考慮されているかが問われている。	 ◎子ども施策、事業の見直し・点検・評価等にあたって、すべての子どもを対象として定めており、PDCAサイクルにも反映されている。 ○子ども施策、事業の見直し・点検・評価等にあたって、すべての子どもを対象として定めているものの、PDCAサイクルには反映されていない。 ×子ども施策、事業の見直し・点検・評価等にあたって、すべての子どもを対象としておらず、PDCAサイクルにも反映されていない。
5	□ 新しい条例・規則・政策の立案時や計画策定時の プロセスに子どもたちが参加しているか?	⑤評価の実施体制(子ど もの参画)	条例、規則の制定、政策、施策の立案時や計画策定時のプロセス等に、子どもの意見を聴取、反映されているかが問われている。例えば「若者が首長と語る会」や「首長への手紙」、「児童養護施設入所者へのヒアリング」など子どもと意見の交流を行う場を設けているか等が想定される。	◎子どもに関する政策、施策の立案時や計画策定にあたり、あらゆる状況の子どもがそのブロセスに参加している。○子どもに関する政策、施策の立案時や計画策定にあたり、一部の子どもがそのブロセスに参加している。×子どもに関する政策、施策の立案時や計画策定に子どもは参加していない。
6	□ 新しい条例等の立案時や計画策定時への参画に加え、 事前・事後の子ども影響評価に対する外部評価は 設けられているか?	⑥評価の実施体制(外部 評価)	市区町村においては、庁内内部での子どもに係る政策、施策、事業の行政評価を行うだけでなく、外部の有識者から改善点の有無などを点検する機会を設けているかが問われている。例えば、行政評価の客観性、透明性、信頼性を確保することを目的として外部評価委員会を設けているか等が挙げられる。	 ◎自治体職員以外の外部の有識者による審議会や外部委員を交えた委員会を開催しており、 子どもに関する政策、施策、事業の事前評価、事後評価を行っている。 ○自治体職員以外の外部の有識者による審議会や外部委員を交えた委員会を開催しており、 子どもに関する政策、施策、事業の事後評価のみ行っている。 ×子どもに関する政策、施策、事業の評価にあたり、外部委員を交えた委員会等は開催していない。

No.	日本型CFCIモデルチェックリスト(原文)	構成要素	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価(行動事例)
構成要	条6 予算配分のチェック		構成要素6では、市区町村において、子ども施策に関する予算についてわかりやすく伝えているかチェックする。	
1	□ 地方自治体は、資源配分が自治体レベルで行なわれている サービスについて、自分の自治体の子どもたちに資源が 公正に配分されているかどうかを評価することが できているか?	①資源配分の公正性評価ができる	市区町村においては、子どもに関係する施策や事業における資源が公正に配分されているかが問われている。具体的には、資源の適正配分に向けて、議会で事業内容や予算配分について、しっかりと議論が尽くされ、議会の承認を得ているか等が挙げられる。	 ◎ 自治体の子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価する仕組みがある。 ○ 自治体の子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価する仕組みがないものの、評価をすることはできる。 × 自治体の子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価する仕組みがない。
2	□ 自治体予算全般および個別の支出項目は 子どもたちのために使われている割合を明らかに できるよう十分な分析の対象とされているか?	②自治体予算の個別支 出項目が分析できる		◎自治体の予算や支出のうちの子どもに対する項目を、全部局が公表することができる。○自治体の予算や支出のうちの子どもに対する項目を、一部の部局が公表することができる。×自治体の予算や支出のうちの子どもに対する項目を、公表することができない。
3	地方自治体の予算策定プロセスや予算の使途について 子どもたちに十分な説明がされているか?	③策定プロセスの透明化 と使途の説明	市区町村においては、予算編成から議会承認までのプロセスを子どもたちに十分に説明しているかが問われている。例えば、予算がどのように編成され、どのような使い方がされるのか等を、子ども向け広報や学校教育の現場等で説明しているかなどが挙げられる。	 ◎自治体の予算編成にあたり、子どもたちにそのプロセスや予算の使途を子ども向けの媒体や教育現場で、子ども向けに説明している。 ○自治体の予算編成にあたり、子どもたちにそのプロセスや予算の使途を、子ども向けに特化した内容ではないが、説明している。 ×自治体の予算編成にあたり、子どもたちにそのプロセスや予算の使途を説明していない。
4	□ 地方行政において子どもたちにどのぐらいの資源が振り向けられているかを示す 「子ども向けの予算」が作成・広められているか?		市区町村においては、子どもに関係する事業だけを抽出した子ども向け予算の作成、または全予算に占める子ども向け予算の割合を作成、周知しているかが問われている。	 ◎自治体の予算のうちの子どもに関する事業のみを抜粋(もしくは、子どもに関する予算の割合を明記)し、子ども向けに分かりやすく表現した予算書を作成し、周知している。 ○子ども向けに分かりやすく表現しているわけではないが、自治体の予算のうちの子どもに関する事業のみを抜粋(もしくは、子どもに関する予算の割合を明記)し、子どもに関する予算は周知している。×子ども向けの予算の周知はしていない。

No.	日本型CFCIモデルチェックリスト(原文)	構成要素	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価(行動事例)	
構成要	素7 モニタリングのチェック		構成要素7では、市区町村が子ども施策に対する現状を把握し、次の計画に反映しているかをチェックする。		
1	□ 子どもにやさしいまちづくりに向けた進捗度を判断するため、 自治体で暮らす子どもたちについての十分な統計的 その他の情報が収集されているか?		市区町村においては、子どもの人口等に関する基礎的な統計の他、子どもに関する社会資源の状況、貧困や配慮が必要な子どもの状況、保護者・子どもへの満足度調査等を網羅的かつ継続的に把握していることが求められていると考える。		
2	口「自治体子ども報告書」が存在するか?	の有無	市区町村においては、子どもにやさしまちづくりの進捗度を 把握する報告書の存在が問われている。例えば、子どもの 生活に関する実態調査報告書や子どもの権利に関する実 態・意識調査報告書が作成されているか等が挙げられる。	 ◎子どもの生活に関する実態調査報告書や子どもの権利に関する実態・意識調査報告書が 作成されている。 ○子どもの生活に関する実態調査報告書や子どもの権利に関する実態・意識調査報告書の作成について、 検討を始めている。 ×子どもの生活に関する実態調査報告書や子どもの権利に関する実態・意識調査報告書が 作成されていない。 	
3	□ 子ども報告書が存在するとすれば―― - 出生時から18 歳までの子どもに関する統計データが収集・公表されているか? -特定の配慮や支援を要する子どもたちに対し、十分な情報が提供されているか? -子ども報告書は、以下の人々にとってアクセスしやすい形で公表・普及されているか?主要な政策立案者子どもたちそして子どもとともに/子どものために働いている人々 - 子ども報告書では、利用可能な統計・情報の欠缺(欠けている所)が明らかにされているか? -子ども報告書は、政策立案の参考にするために効果的に活用されているか?	③「自治体子ども報告書」 の活用状況	上記子ども報告書において、子どもの実態把握だけでなく、客観的な統計データ等が記載され、政策立案する上での根拠がしっかりとまとめられたうえで、子どもに関する施策が盛り込まれているかが求められている。※下記の項目は、子ども報告書のとりまとめや活用における留意事項である。・ ・出生時から18歳までの子どもに関する統計データが収集・公表されている・特定の配慮や支援を要する子どもでも理解ができる内容である(ユニバーサルデザインへの配慮)・ 有識者や子どもに関わる団体等の意見が踏まえられている・定期的な外部評価/見直しがされている・政策立案の参考にするために効果的に活用されている・一般に広くHP等で公開・普及されている	 ◎子ども報告書において、子どもの実態把握、客観的な統計データ等の記載、政策立案する上での 根拠の整理、子どもに関する施策が盛り込まれ、普及・活用されている ○子ども報告書において、子どもの実態把握、客観的な統計データ等の記載、政策立案する上での 根拠の整理、子どもに関する施策の一部が盛り込まれているが、十分に普及・活用されていない ×子ども報告書において、子どもの実態把握、客観的な統計データ等の記載、政策立案する上での 根拠の整理、子どもに関する施策が盛り込まれておらず、普及・活用もされていない 	

No.	日本型CFCIモデルチェックリスト(原文)	構成要素	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価(行動事例)
構成要	表8 子どもの人権の広報活動のチェック		構成要素8では、市区町村の子どもの人権に関する認識の	定着に向けた戦略的な取組みについてチェックする。
1	□ 自治体では、子どもやおとなの間で子どもの人権についての 知識と尊重を確保するための戦略が策定されているか?	①知識と尊重を確保する ための戦略策定	市区町村においては、総合計画や人権施策基本指針等の個別計画において、子どもの権利を推進する施策が位置づけられており、かつ市民への啓発活動がなされているかが問われている。例えば、子どものいじめ防止等の施策が、子どもだけでなく、広く市民にも普及されているか等が挙げられる。	 ◎総合計画や個別計画において子どもの権利を推進する施策が位置づけられ、 市民への普及活動が行われている。 ○総合計画や個別計画において子どもの権利を推進する施策が位置づけられているが、 市民への普及活動は行われていない。 ×総合計画や個別計画において子どもの権利を推進する施策が位置づけられていない。
2	□ 自治体の管理職を含む主要な職員は子どもの人権に関する 研修を受けているか? 「子どもに関する部局」以外も「こども主体目線」についての 理解が深まっているか?	②管理職を含む主要な職員の研修と他部署の理解	市区町村の首長や部長級、課長級等の管理職が子どもに やさしいまちづくりに関する研修を受けているかが問われて いる。また、子どもに関する部局だけでなく、全庁的に子ど もにやさしいまちづくりに関する研修機会を設けているか、 が求められていると考えられる。	 ◎自治体幹部職員は子どもにやさしいまちづくりに関する研修を受けており、 子どもの人権に対する理解が、自治体職員全体に浸透している。 ○自治体幹部職員は子どもにやさしいまちづくりに関する研修を受けているが、 子どもの人権に対する理解が、子どもに関する部局や特定の職員に限られている。 ×自治体幹部職員は子どもにやさしいまちづくりに関する研修を受けておらず、 子どもの人権に対する理解が、職員の中にほとんど浸透していない。
3	□ 人権および子どもの権利条約についての教育は、 学校のカリキュラムに組み込まれているか?	③学校のカリキュラム	市区町村においては、学校の指導カリキュラムの中に人権および子どもの権利条約に関して学ぶ機会が組み込まれているかがが問われている。例えば、各学校で作成する教育課程の中に、命が守られること、子どもの持っているあらゆる力を伸ばして成長できること、暴力や搾取から守られること、自由に自分の意見を表しその意見が考慮されること等が盛り込まれているかが挙げられる。	 ◎学校の指導カリキュラムの中に、人権および子どもの権利条約に関して学ぶ機会が組み込まれている。 ○学校の指導カリキュラムの中に、人権および子どもの権利条約に関して学ぶ機会が一部組み込まれている。 ×学校の指導カリキュラムの中に、人権および子どもの権利条約に関して学ぶ機会が組み込まれていない。
4	□ 子どもとともに、また、子どものために働く者を対象とした 初任時・現職者研修に、子どもの人権に関する教育と 子どもの人権の促進が含まれているか?	④初任時·現職者研修	公立の小中高の教職員や保育園、幼稚園、認定こども園等で、子どもとともに、また、子どものために働く者を対象とした人権教育・研修の有無が問われている。市区町村においては、人権感覚をもち、指導力や多様な課題に的確に対応できるようになるための研修が継続的に行われているかが求められていると考える。	 ◎公立の小中高の教職員や公立および私立の保育園、幼稚園、認定こども園等で、 子どもとともに/子どものために働く者を対象に、子どもの人権教育・研修を行っている。 ○公立の小中高の教職員や公立および私立の保育園、幼稚園、認定こども園等で、 子どもとともに/子どものために働く者を対象に、子どもの人権教育・研修を一部行っている。 ×公立の小中高の教職員や公立および私立の保育園、幼稚園、認定こども園等で、 子どもとともに/子どものために働く者を対象に、子どもの人権教育・研修を行っていない。
5	□ おとなや子どもの間で子どもの権利がどの程度 知られているかについて、定期的な評価は 行なわれているか?	⑤認知度の定期的評価	市区町村においては、子どもの権利に関する意識調査や人権に関する市民意識調査等を通じて、子どもの権利や当該市区町村の取組みに関する認知度を把握しているかが問われている。	 ◎子どもの権利に関する意識調査や人権に関する市民意識調査等を通じて、子どもの権利や当該市区町村の取組みに関する認知度を把握している。 ○子どもの権利に関する意識調査や人権に関する市民意識調査等を通じて、子どもの権利や当該市区町村の取組みに関する認知度を一部把握している。 ×子どもの権利や当該市区町村の取組みに関する認知度を把握していない。

No.	日本型CFCIモデルチェックリスト(原文)	構成要素	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価(行動事例)
構成要	秦9 独立支援組織設置のチェック		構成要素9では、市区町村が、子どもの権利を実現する子の	どもの活動団体の設置を支援しているかをチェックする。
1	□ 地方自治体は、幅広く適切な範囲のNPO、 企業等とのパートナーシップを発展させてきたか?	①パートナーシップの発 展	子どもへの支援を行う企業や法人、NPO等(保育・託児所 支援、障がい児支援、教育支援、等や当該市区町村の企業 との連携体制を構築、発展させてきたがが問われている。 子どもにやさしいまちづくりに向けて、行政だけでなく地域全 体で連携をしているかが求められている。具体的にはパートナーシップを構築してきたNPOや企業をリストアップできる か、企業との包括連携協定を締結しているかなどが挙げら れる。	□ 学ともにやさしいまちつくりの美現に向けて、NPOや企業とハートナーンツノを構築しており、 一継続的な連携体制ができている。 「○ スピュートナー・フィーの実現に向けて、NPOや企業とピートナーションと構築できていたいものの
2	□ NPO等には、管理的ではない適切な支援と、 意思決定に影響を及ぼせるような機会が 与えられているか?	②NPO、企業等との関係	市区町村は、企業や法人、NPO等に対して対等であることを前提とした協働関係の形成が求められており、企業等が活動しやすい環境の整備や、補助事業の実施、子どもに関する計画の策定委員会等への参画などが挙げられる。	◎行政は、NPO等から寄せられた意見を尊重し、諸活動が行いやすい支援や行政の意思決定に影響を及ぼせるような機会を提供している 〇行政は、NPO等から寄せられた意見を尊重し、諸活動が行いやすい支援や行政の意思決定に影響を及ぼせるような機会の提供を検討し始めている。 ×行政は、NPO等から寄せられた意見を尊重せず、諸活動が行いやすい支援や行政の意思決定に影響を及ぼせるような機会の提供をしていない。
3	□ 子ども・若者主導のNPO等が奨励支援されているか?	③子ども・若者主導の NPO等が奨励支援	ユニセフでは、子どもを18歳未満、若者を25歳未満と定義しており、「子ども・若者主導のNPO」とは、子ども・若者の意見が尊重された団体のことを指すと考える。具体的には、市区町村において、「子どもの意思決定を否定しない」、「子どもたちで決めた意見を活動に反映させている」NPO等に対して、場の提供や金銭的な支援をしているかが問われている。	 ◎子ども・若者主導のNPO等(子どもの意思決定を否定しない、子どもたちで決めた意見を活動に反映させているNPO等)に対して、場の提供や金銭的な支援等を行っている。 ○子ども・若者主導のNPO等(子どもの意思決定を否定しない、子どもたちで決めた意見を活動に反映させているNPO等)に対して、具体的な支援はできていないものの、検討を始めている。 ×子ども・若者主導のNPO等(子どもの意思決定を否定しない、子どもたちで決めた意見を活動に反映させているNPO等)に対して具体的な支援は行っていない。
4	□ 地方自治体は、子どものための自律的な人権機関— —子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナー— —を設置し、またはその設置を働きかけてきたか?	④自律的な人権機関の設 置	市区町村においては、子どもの権利擁護機関、子どもオン: ブズパーソンなど子どもの権利の救済や擁護、支援のための公的第三者機関の設置、設置の働きかけを行ってきたかが問われている。	 ◎子どもの権利擁護機関、子どもオンブズパーソンなど子どもの権利の救済や擁護、 支援のための公的第三者機関を設置している。 ○子どもの権利擁護機関、子どもナンブズパーソンなど子どもの権利の救済や擁護、 支援のための公的第三者機関の設置を働きかけている。 ×子どもの権利擁護機関、子どもオンブズパーソンなど子どもの権利の救済や擁護、 支援のための公的第三者機関の設置は行っていない。

No.	日本型CFCIモデルチェックリスト(原文)	構成要素	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価(行動事例)
構成要	第10 屋内や屋外で子どもが自ら自由に選び、過ごせる居場所づくりの推進	t .	構成要素10では、自治体が子どもの居場所(遊び場)の選	!択肢を用意しているかをチェックする。
1	口まちづくりや開発行為に対し、全ての子どもが安全で 快適に利用することができるような整備基準の設定や 施工者に対する行政指導が行われているか。	①福祉のまちづくり	自治体の所管区域で行われるあらゆるまちづくりや開発行為に対して、子どもを含むすべての人を対象とした、福祉のまちづくりの観点から、庁内横断的な基準を設け、市が働きかけを行っているかが問われている。	
2	口公共施設整備やまちづくりにおいて、子どもの意見を取り入れて実施しているか。	①公共施設整備への子どもの参画・意見表明 ②まちづくりへの子どもの 参画・意見表明	公共施設の整備やまちづくりにおいて、子どもの参画や意見表明を行う仕組みが存在するか、また、その意見が実際に行政の決定に反映されているかが問われている。	 ◎まちづくりや公共施設整備において、子どもの参画や意見表明を行う仕組みが存在し、子どもからの意見がまちづくりや施設整備に反映されている。 ○まちづくりや公共施設整備において、子どもの参画や意見表明を行う仕組みが存在する。 ×まちづくりや公共施設整備において、子どもの参画や意見表明を行う仕組みが存在しない。
3	口保育施設や公園とは別に大人が見守る環境の中で、 安全かつ恒常的に、子どもが自らの意思で選んで 過ごせる居場所が整備されているか。	①子どもセンター ②子どもクラブ ③冒険遊び場 ④放課後子ども教室「まちとも」事業 ⑤学童保育	市内のあらゆる地域で、子どもが選んで過ごせる居場所として、自由遊びを目的とした児童館の様な施設を整備しているかが問われている。	 ◎児童館のような、大人が見守る安全な居場所が市内のあらゆる地域に存在し、子どもが自らの意志で選んで過ごせる状況がある。 ○児童館のような、大人が見守る安全な居場所が市内の一部の地域に存在し、子どもが自らの意志で選んで過ごせる状況がある。 ×児童館のような、大人が見守る安全な居場所は市内には存在しない。
4	口上記の子どもが自らの意思で選んで過ごせる居場所は、 貧困や障がい、外国籍等、すべての子どもに 配慮されているか。	①子どもセンター ②子どもクラブ ③冒険遊び場	児童館等の居場所は、貧困や障がい、外国籍など特別な事情を抱える子ども達が利用するにあたり、対応する職員を加配するといった特段の配慮を行っているかどうかが問われている。	。 ②貧困や渉外、外国籍の子ども等が利用する際に、対応する職員を加配し特別な配慮を行っている。 ○特別な事情を抱える子どもへの配慮にあたり、職員の加配は行っていないが、既存体制の中で行っている。 ×特別な事情を抱える子どもへの配慮は行われていない。
5	□所管する行政区域のすべての地区で、子どもが歩いていける 範囲に公園を含む自由な遊び場を設けているか。	①都市公園 ②街区公園		、 ◎市内全域に対して、計画的かつ網羅的に街区公園等が整備されている。 ×街区公園は整備されているが、網羅的では無く地域によって偏在している。
6	□上記遊び場のうち、火を使うなどの一定のリスクを含んだ 利用の制限が緩和され、自然体験をはじめとする野外活動 ができる遊び場を設けているか。	①利用制限が緩和された 居場所(遊び場)	近隣住民への配慮から公園の多くは子どもの遊び方が制限されているが、火を使うなどの一定のリスクを含んだ利用の制限が緩和され、自然体験をはじめとする野外活動ができる遊び場を場(冒険遊び場やブレーパーク)を、市内に整備しているかが問われている。	